

改正

平成27年4月1日規則第13号

長浜市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 議会の議員報酬に関すること。
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額に関すること。
- (3) 議会の会派又は議員に対し交付する政務活動費の額に関すること。
- (4) その他報酬に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、長浜市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。